

令和6年度(2024年度)公益社団法人八王子観光コンベンション協会に対する
補助金交付要綱

令和6年(2024年)4月1日施行

(目的)

- 第1条 この要綱は、公益社団法人八王子観光コンベンション協会(以下「協会」という。)に対して補助を行うことにより、八王子市内の多様な地域資源を育成・活用し、地域産業の振興を図るとともに、参加体験型の魅力ある観光事業、交流人口の創出に資するMICE事業及び都市間連携事業の推進並びに協会の運営の安定化と自立化を図ることを目的とする。
- 2 協会に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付手続等については、補助金等の交付の手続等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)によるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 3 この補助金については、費用対効果を踏まえた効果検証を行うなど、補助金制度見直し方針に則り見直しを行うものとする。

(交付対象期間)

第2条 この補助金の交付対象期間は、当該年度内に実施完了する事業とする。

(補助事業等)

第3条 補助の対象は、協会の運営事業及び協会が実施する事業(以下「補助事業」という。)とし、別表に定める経費の全部又は一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付申請)

- 第4条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添え、所定の期日までに市長に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書兼収支計画書
 - (3) 前2項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、補助金交付申請書及び関係書類を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、補助金交付決定通知書(第2号様式)により協会にその旨を通知するものとする。

(交付の条件)

- 第6条 市長は、前条の規定による交付決定に際し、補助金に係る適正な予算執行を図るため必要があると認めるときは、条件を付するものとする。
- 2 予算執行について、協会は、別に定める公益社団法人八王子観光コンベンション協会補助金にかかる執行上の留意事項をもとに行うものとする。

(補助金の支払等)

- 第7条 市長は、第5条の規定により交付すべき補助金の額を決定したのち、交付の条件に示された補助事業について交付決定通知後一括又は分割による概算払とし、当該補助金を支払うものとする。ただし、交付の時期は同条件に示すものとする。
- 2 協会は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(内容変更等の承認)

第8条 第5条に規定する補助金の交付の決定を受けた協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに補助金交付内容変更等申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更するとき。(軽微なものを除く。)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告書の提出)

第9条 協会は、補助事業が完了したときは、1か月以内に実績報告書(第5号様式)、事業報告書及び収支決算書その他必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書(第6号様式)により協会にその旨を通知するものとする。

- 2 事業運営において生じた収益の取扱いについては、その収益が協会の努力によるものであるかを実績報告書の内容等を十分に確認したうえで額を確定するものとする。
- 3 前項で生じた収益については、「事業準備金」への収入計上を行うこととするが、その際、公益性の高い事業(特に自立化促進に寄与する事業)に用途を限定するため、誓約書(第7号様式)を市長に提出するものとする。
- 4 協会は、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、補助金精算書(第8号様式)を市長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 市長は、協会が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき。
- (4) 前各号のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は第10条の規定により補助金の額を確定した場合において、補助金の当該取消に係る部分又は確定額を超える補助金に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

別表

補助事業名	補助対象経費	補助率
公益社団法人八王子観光コンベンション協会運営事業(人件費)	人件費(派遣職員に係る人件費含む)	10/10
公益社団法人八王子観光コンベンション協会運営事業(運営費)	人件費、報酬、旅費、賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金(研修費を含む)、公課費	
観光魅力発信事業 (インフォメーションセンター運営事業、デジタルを活かした観光情報発信事業、八王子観光大使事業)		
八王子花火大会事業		
持続可能な高尾観光まちづくり事業		
MICE推進事業	報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金(研修費を含む)、公課費	
MICE 開催支援事業	委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金	